

障企発 0531 第 1 号  
年管管発 0531 第 4 号  
令和元年 5 月 31 日

都 道 府 県  
各 政 令 指 定 都 市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
（公印省略）

厚生労働省年金局事業管理課長  
（公印省略）

### 障害年金の初診日の確認方法の周知について

障害保健福祉行政及び年金行政の推進につきましては、平素より御協力いただきありがとうございます。

さて、障害年金制度の広報については、「障害年金制度の周知について」（平成 26 年 7 月 7 日付障企発 0707 第 1 号・年管管発 0707 第 1 号）により御協力いただいているところです。

障害年金は、障害のある方の生活にとって非常に重要なものであり、制度のみならず、請求の際の手続きについても、障害のある方やその御家族に御了知いただくことが重要であると考えています。

今般、20 歳前障害基礎年金の初診日の取扱いを、別添のとおり見直したところであり、貴職におかれましても、改めて初診日の取扱いについて御了知いただくとともに、障害者手帳交付窓口のほか、障害福祉サービス申請窓口や自立支援医療の申請窓口、保健所、精神保健福祉センター等関係窓口や、管内の相談支援事務所、基幹相談支援センター等にも周知いただくようよろしくお願いいたします。

また、精神保健福祉主管部（局）が別途ある地方自治体におかれましても、同部局とも適切に連携の上御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 【担当】

厚生労働省年金局事業管理課  
給付事業室 障害給付係  
TEL：03-3595-2733（直通）  
FAX：03-3595-2708

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課 企画法令係  
TEL：03-3595-2389（直通）  
FAX：03-3502-0892